

オーストリア動物保護法の構造と特質

青 木 人 志

一 はじめに

わたくしは現在、「動物法の比較法文化論的研究」というテーマを設定して研究をつづけており、すでに複数の論稿を発表してきた(青木〔一九九八a〕〔同b〕〔一九九九a〕〔同b〕〔同c〕〔同d〕〔二〇〇〇a〕〔同b〕〔二〇〇〇一〕)。ただし、これらの論文においてはドイツ語圏の動物法については断片的な言及にとどまっている(青木〔一九九九a〕一八頁、〔二〇〇〇a〕二六頁など)。今後はドイツ語圏の動物法のさらなる研究が必要となるが、ドイツの「動物保護法」(Tierschutzgesetz)については、すでに全訳(ただし古い条文)があり(渋谷〔一九九五〕)、その規定内容を紹介する論稿(たとえば椿〔二〇〇一〕)も現れ

始めているので、本稿では、これまでわが国の法学界ではほとんど知られていないオーストリア動物保護法の構造を紹介し、あわせて、比較法文化論の立場からその特質の整理を試みる。

オーストリア共和国は、ブルゲンラント(Burgenland)、ケルンテン(Kärnten)、ニーダーエスタライヒ(Niederösterreich)、オーバーエスタライヒ(Oberösterreich)、ザルツブルグ(Salzburg)、シュタイアーマルク(Steiermark)、チロル(Tirol)、フォアアールベルグ(Vorarlberg)、ウィーン(Wien)の九州からなる連邦国家であり、動物保護にかかわる法律は、連邦(Bund)と州(Land)の両方にまたがって、錯綜した形で存在している。同じく連邦制をとる隣国のドイツとスイスが、連邦

レベルで包括的な「動物保護法」(Tierschutzgesetz)を有し、その全体像を把握するのが比較的容易であるのに対し、オーストリアの場合「動物保護法」と略称される法律は各州ごとに制定され、それらの正式名称と具体的な内容もまた多様である。畜産動物の保護についての法律と、動物の屠殺についての法律はさらに別立ての州法になっていることもある。その一方、ドイツやスイスでは動物保護法の枠内に入っている「動物輸送」や「動物実験」は、オーストリアでは各州の動物保護法とは別の、複数の連邦法によって細かく規制されている。こういった諸点は、同国の動物保護法の全貌を正確に把握するのを著しく困難にしている。ましてや、本稿のごとき小論では、連邦法と州法のすべてを紹介し尽くすことは無理なので、連邦法のうちの主要なもの、州法については日本でもなじみの深いザルツブルグ州の動物保護法を紹介し、その他の州の法律については、必要に応じて適宜言及するに留めることにする。

また、以下紹介する諸法令の典拠は、主としてカラプらの編纂による『動物保護法』(Kallab/Kallab/Noll, *Tierschutzrecht*, Verlag Österreich)による。同書は、オーストリアの連邦ならびに各州そしてEUの動物保護関連法令

を網羅的に収集した大部なルースリーフ式の法令集で、一九九七年に初版(1. Lieferung)が出版されている。わたくしが入手しえたのは、一九九八年十一月発行の補遺(3. Lieferung)までなので、それ以降の動向(とくに各州の新立法や法改正)の有無については、確認できていないことをお断りしておく。ただし、ザルツブルグ州の動物保護法に関わる情報は、一九九九年九月七日発行の州官報(Landesgesetzblatt Nr.86/1999)にもとづくものである。

二 オーストリア動物保護法の構造

1 オーストリア動物保護法の歴史

オーストリアの近代的な動物保護法の濫觴は、十九世紀半ば皇帝フランツ・ヨーゼフ(在位期間は一八四八年から一九一六年まで)が「公然と、不安を惹起するような仕方で行なわれた動物虐待」(Öffentliche, auf eine Besorgnis erregende Weise vollzogene Mißhandlung von Tieren)を、刑罰をもって禁止したことに始まる。この規定は、「公然性」が要求されていることからわかるように、動物より、むしろ風俗を保護するものであった。今世紀に入って両世界大戦の戦間期にドイツがオーストリアを合邦する

(21) オーストリア動物保護法の構造と特質

と、ドイツの動物保護法（一九三三年）が、オーストリアにも適用された。しかし、第二次世界大戦の終結にともないドイツ法が無効になり、あらたに各州（ラント）に動物保護についての立法権限がゆだねられた。その結果、一九四七年にザルツブルグ州が動物保護法を制定したのを皮切りに、一九四八年にチロル州とフォアアルベルク州、一九四九年にウィーン州、一九五〇年にブルゲンラント州とニーダーエスタールハイヒ州、一九五二年にオーバーエスタールハイヒ州、一九五三年にケルンテン州、一九五四年にシュタイアーマルク州が、あいついで包括的な動物保護法を制定するに至った。このような歴史的経緯が現在のオーストリア動物保護法の複雑なあり方を特徴づけている。また、一九九五年にはオーストリアのEUへの加盟が実現し、さらに同年オーストリア国内で「農業畜産動物の保護に関する協定」が成立した。後者は、オーストリア各州の間で締結された、農業畜産動物の法的保護を統一するための協定である（協定の締結は、オーストリア共和国憲法第十五 a 条により認められている）。それにともなって、EUのガイドラインや同協定の定める基準に沿った新立法や改正も近年さかんに行なわれている。第二次世界大戦後の各州

の動物保護法制定を第一の波とすれば、ここ数年、オーストリアには動物保護関連法制定の第二の波が押し寄せている（Kallab/Kallab/Noil [1997] Einleitung S. 1-2）。連邦レベルでの「統一動物保護法」の策定をめざす動きもあるが、今のところ実現には至っていない。

2 連邦の動物保護関連法令

まず、連邦レベルの動物保護関連法としては、以下の諸法令が存在する。

- ① 動物の法的地位に関する一九八八年三月十日の法律 (BGBl.Nr.179/1988) ② 一九九三年営業法を再公示するための連邦法 (BGBl.Nr.194/1994) ③ 営業活動の枠内における動物の虐待からの保護および動物種に応じた飼育に関する連邦経済大臣の命令 (BGBl.Nr.132/1991) ④ 生きている動物に対する実験に関する一九八九年九月二七日の連邦法 (BGBl.Nr.501/1989) ⑤ 動物実験法にもとづき「LD五〇テスト」を許されないものとする連邦科学研究大臣の命令 (BGBl.Nr.792/1992) ⑥ 動物の道路輸送に関する連邦法 (BGBl.Nr.411/1994) ⑦ 輸送世話人ならびに輸送監督人の育成と知識に関する公共経済交通大臣の命令 (BGBl.Nr.427/1995) ⑧ 動物の道路輸送のための輸送証

明書に関する公共経済交通大臣の命令 (BGBl.Nr.129/1995)、⑨動物の道路輸送に際しての動物の世話に関する公共経済交通大臣の命令 (BGBl.Nr.440/1995)、⑩動物輸送用の車両およびコンテナの設備と性質に関する連邦科学交通芸術大臣の命令 (BGBl.Nr.679/1996)、⑪動物の航空輸送に関する連邦法 (BGBl.Nr.152/1996)、⑫動物の鉄道輸送に関する連邦法 (BGBl.Nr.43/1998)、⑬刑法典中の動物虐待罪 (第二二二条)、⑭オーストリア国有鉄道普通営業約款第三部(「生きた動物」、⑮農業畜産動物の保護)に関する一九九五年七月十九日の協定。

これらすべてを詳しく紹介する余裕はないので、主たる法律の概略を述べる。

(1) 民法上の動物の地位

まず、「動物の法的地位に関する一九八八年三月十日の法律」が注目に値する。同法は民法典 (ABGB) 中に、二つの条文を新設した。ひとつの規定は、「物」の定義を述べたあとに、「動物は物ではない。動物は特別の法律によって保護される。物について適用される規定は、別段の定めがないかぎり、動物にも準用される。」(第二八五a条)とし、もうひとつの規定は、「動物が傷つけられたと

き、その治療または治療の試みに要した金額は、合理的な飼い主が被害者の立場にあれば支払ったであろう金額であれば、動物の価値を超えるものであっても、賠償されなければならない。」(第一三三二a条)とする。前者は「人」と「物」という民法典の二分的世界観を修正し、人でも物でもない「動物」というカテゴリーを明確に承認するものである。同時に、後者は、民事上の損害賠償についても、動物の財産上の価値を超えた治療費であっても、加害者が賠償しなければならぬとした。これにより、動物がたんなる財物でないことが、不法行為法上も具体的に確認されたことになる。なお、同様の規定がその二年後の一九九〇年にドイツ民法にも挿入された。

(2) 動物実験

つぎに注目されるのは、動物実験の規制について連邦レベルの法律があることである。

「生きている動物に対する実験に関する一九八九年九月二十七日の法律」(「動物実験法」)は、九章全二十一条からなる。各条の見出しはそれぞれ次のとおりである。第一条「目的」、第二条「定義」、第三条「動物実験の許容範囲」、第四条「基本原則」(以上第一章)、第五条「動物実

験実施の前提条件」、第六条「動物実験施設の許可」、第七条「動物実験責任者」、第八条および第九条「動物実験の許可」、第十条「許可の付与」（以上第二章）、第十一条「動物実験の実施」（以上第三章）、第十二条「動物実験の監督」、第十三条および第十四条「実施規定の公布」（以上第四章）、第十五条「動物実験の記録」、第十六条「統計記録」（以上第五章）、第十七条「代替方法の促進」（以上第六章）、第十八条および第十九条「罰則規定」（以上第七章）、第二十条「施行および経過規定」（以上第八章）、第二十一条「執行」（以上第九章）。

同法の目的は、大学や学術機関等の実施する動物実験を規制し、実験動物の数を減らし、代替法を推進することである（第一条）。

動物実験の定義は、「農業的な利用や獣医学的な措置を超えて、生きている脊椎動物に対して加えられる、恐怖・痛み・苦痛・永続性のある障害などをともなう、動物に対する実験的侵襲、または、科学的仮定を検証する、情報を入手する、ある物質を得たり検査したりする、もしくは、動物に対する特定処置の効果を確認することを目的とした操作。」とされる（第二条）。

動物実験は許可制とされ、研究や職業教育等の目的でなされる実験が、対象・条件・手段について一定の条件を満たした場合のみ許可される。すでに当該実験と同様の実験結果が合法的に得られていてその正当性と実証性に疑問の余地がない場合、当該実験により新知見の追加が期待できない場合、当該実験が検査目的に必要な不可欠ではない場合、および、内外で公表された実験結果の正当性と実証性に疑いがなくそれがオーストリアにおいて法令にもとづき当局によって承認されている場合には、動物実験はいかなる場合も許可されない。また、連邦科学研究大臣は科学的根拠に基づき古くなつて許容できない手法を命令で決めることができる（以上第三条）。この最後の規定にもとづき、動物に毒物を投与して最低致死量を決定するための急性毒性試験である「LD50テスト」は一九九三年一月一日をもって禁止された（前出⑤の命令）。

第四条には次の三つの「基本原則」が述べられる。①動物実験は自然科学研究の原則に合ったもので、そこでは、検証されるべき仮定と選択された手続が有意義なものでなければならず、周知の科学的水準を顧慮したものでなければならぬ。動物実験は可能なかぎり最大の知識を獲得す

ることに意を用いて行われなければならない。②動物実験モデルの実証性と応用可能性は、つねに、動物実験の数の削減と代替方法の適用という目的の見地から批判的に検証され、かつ、周知の科学的水準に適合したものでなければならぬ。実験動物の負担を最小限に軽減するため、動物行動学と実験動物種についての知識、測定・実験技法の進歩に配慮しなければならない。③およそ動物実験に関わる者は、与えられた任務の範囲内で、倫理的・科学的な責任を負う。みずから企画・主宰・遂行した動物実験の必要性と妥当性を検証し、実験動物の負担を十分に考慮することは、すべての科学者の責務である。

第五条以下は、動物実験や実験施設の前提条件や許可条件その手続、実験施設側の義務等について詳しく規定している。その概要は、まず、実験施設・実験者・実験そのものの、という三段階にわたって担当官庁の許可を受けなければならないこと(第五条ないし第十条)。動物実験はつねに必要な不可欠な範囲に限定しなければならない、その実施は科学的水準に適合したものでなければならず、動物の苦痛を最小限にするための麻酔措置を行うこと(第十一条)。

実験は所轄官庁の監督(査察)を受け、当該官庁の委託を

受けた専門知識のある職員は、実験施設への立ち入り検査や書類提示要求を行うことができ、すくなくとも一年に一度は予告なしの査察が行われること(第十二条)。実験施設側は実験を記録し、毎年、使用した動物の数と種類等について、統計記録を取りそれらは集計されて公表すべきこと(第十五条、第十六条)。動物実験の代替法が促進されるべきこと(第十七条)、などである。

なお、同法の諸規定に違反したものは行政違反となり、違反の内容や、それが故意で行われたものか過失によるものかに応じて異なった額の罰金が規定される。たとえば、無許可動物実験を故意に行った場合、罰金の上限は十萬オーストリア・シリング(日本円で約八十万円)、過失の場合は五萬オーストリア・シリングであり、動物実験記録の不成成や立ち入り検査を拒否した場合には二萬五千オーストリア・シリングまでの罰金が科される。なお、違反行為が単なる行政違反を超えて刑法上の犯罪を構成する場合は、行政庁ではなく裁判所の管轄となる(第十八条)。

(3) 動物輸送

連邦法のもうひとつの特徴は、動物輸送について、道路輸送・鉄道輸送・航空輸送に分けて、それぞれ充実した法

が整備されていることである。そのうち「動物の道路輸送に関する連邦法」につき、その規定内容をみよう。同法は第一章「一般規定」、第二章「査察および所轄官庁」、第三章「罰則および最終規定」の三部構成で、全部で二十一から出来ている。それぞれの条文の見出しは、次のようになっている。

第一条「適用領域」、第二条「概念規定」、第三条「輸送可能性」、第四条「輸送証明書」、第五条「輸送の実行」、第六条「輸送手段」、第七条「輸送中の世話」、第八条「輸送中の収容」、第九条「傷病動物と死亡動物」、第十条「清掃」、第十一条「冷血動物」、第十二条「特定の動物および動物種についての特別規定」、第十三条「監督」、第十四条「所轄官庁」、第十五条「協力」、第十六条「罰則規定」、第十七条「罰金の支払」、第十八条「目的と要求」、第十九条「参照」、第二十条「施行」、第二十一条「執行条項」。

以下、その大まかな内容を示す。第一条は本法の適用される動物種や除外される輸送の例を細かく規定している。詳細は省略するが、ウマなどの奇蹄類、ウシ、ヤギ、ブタなどの家畜、家禽（ニワトリ、ガチョウ、カモ、シチメンチョウ）、家ウサギ、イヌと家ネコ、家禽以外の鳥、冷血

動物、上記以外の温血動物など、広い範囲の動物の輸送についてこの法律が適用される。

動物輸送者は、動物の積載前に、動物の「輸送可能性」(Transportfähigkeit)、すなわち、当該動物が輸送に耐えるかどうかを調べなければならない。その可能性に疑いがある場合と、国境を超える前には、必ず獣医を呼ばなければならない。とりわけ、輸送中出産することが見込まれる動物、出産後または生後四十八時間以内の動物、傷病動物は輸送できない(第三条)。

輸送指揮者 (Vertugungsberchigte) または召喚された獣医は、輸送証明書 (Transportbescheinigung) を発行しなければならない。輸送証明書の記入内容は、動物種、出所、輸送指揮者の氏名・住所、輸送の目的、輸送可能性を確認したこと、輸送開始時刻および最後に給餌・給水した時刻、(必要に応じて)最後に搾乳した時刻とヒヨコの場合は孵化した時刻である。また、輸送証明書には、運転手が出発地と目的地、使用車両のナンバー、食用家畜を屠殺場に運ぶ場合にはその肉が国内に留まるものかどうかを記入し、輸送中つねに携行していなければならない(第四条)。

第五条ないし第十一条には、動物輸送中の諸規制が定められる。動物に苦痛を与えたり傷つけたりしないよう、運転や積み下ろしは「いたわりをもつて慎重に」行わなければならない。動物を屠殺場に運ぶ際には、もつとも近い国内屠殺場に運ぶべきであるが、交通法規を遵守しての輸送時間が六時間、輸送距離が一三〇キロメートルを超えない場合であれば、別の屠殺場まで運ぶことができる(第五条)。輸送車両やコンテナ(容器)は悪天候や激しい気候変化を避けられるような構造になっていなければならない。生きた動物を運んでいることを示すマークをつけていなければならない(第六条)。動物輸送にあたって、運行供用者は、全行程に輸送動物の世話について専門的知識をもつ輸送世話人(Behalter)がつくようにしなければならない。輸送指揮者および召喚された獣医は、必要に応じて、特別の要求を文書で世話人に交付しなければならない。所轄官庁は、当該輸送世話人の専門知識の証明書を発行する(第七条)。第八条においては、通常の荷物と動物を同一空間に収容して輸送する際の注意や、複数の動物や異種の動物を一緒に運ぶ際の注意、オスの成獣は発情期のメスや同種の若獣と輸送中つねに隔離しておくべきことが規定され、

第九条では、輸送途中で生じた傷病動物は遅滞なく獣医の診察を受けるか必要な場合には殺処分すべきこと、死亡した動物は遅滞なく取り除くべきことが規定される。輸送車両やコンテナ(容器)はあらかじめ丹念に清掃しておくなければならない(第十条)。冷血動物を輸送するにあたっては容器に入れ、当該動物種の必要に応じて、空間・換気・気温・水と酸素の供給に注意しなければならない(第十一条)。その他、野生動物、危険動物などを輸送する際の注意も規定されている(第十二条)。

第十四条ないし第十五条は監督官庁の査察権限や連邦と州の協力関係について規定し、第十六条では本法の規定違反についての罰則が定められている。ここにも多数の違反類型が細かく規定されていて、たとえば、輸送可能でない動物を運んだり輸送証明書を作らなかつたりした輸送指揮者や、証明書に必要事項を記入しなかつた運転者、車両に生きた動物を運んでいるマークをつけなかつた運行供用者などは、最高五千オーストリア・シリングの罰金を科される。とくに罰金額が多いのは、故意に輸送可能性のない動物を輸送した輸送指揮者、傷病動物を遅滞なく獣医に診察させなかつた運転者、輸送に必要な世話をしなかつた輸送

世話人などで、これらの者に対しては、一万から五万オーストリア・シリングの罰金を科すことができる。この他にも、細かな罰則規定があるが、徴収された罰金は、動物輸送を監督するための費用等に充てられることになっている(第十七条)。

鉄道輸送と航空輸送についての連邦法の解説は省略するが、それぞれの輸送手段の特性に応じた詳細な規制が定められている。また、前述したように、輸送者の知識の涵養、輸送証明書の内容の詳細、さらには動物輸送に使用される車両やコンテナ設備などについても、法律を補充する命令が複数出されている(上述⑦、⑧、⑨、⑩)。

(4) 農業畜産動物の保護

農業畜産動物については、一九九五年に統一基準による保護を行う協定(上述⑮)が結ばれ、その結果各州の足並みが揃っている。同協定の細かな内容に踏み込むことはできないが、ウシ、ブタ、家禽について、動物種や大きさに応じた運動可能性(Bewegungsmöglichkeit)を確保すること、一頭(羽)だけで飼わず同種の動物との社会的接触(Sozialkontakte)を可能にすること、床やケージの性状(Bodenbeschaffenheit, Käfigbeschaffenheit)や、畜舎・

鶏舎の環境気候条件(Stallklima)すなわち換気・採光・音などに配慮すること、適切な世話(Betreuungsintensität)を行うことなどが、畜舎・鶏舎の諸設備の設置基準、大きさや面積についての数値規制をとまなうかたちで、具体的に規定されている。畜産動物のうちウシ、ブタ、家禽については、動物福祉を確保する最低基準がオーストリア全土で統一されたことになるが、それ以外の動物についてさらなる保護規定を州法上置くことができることは、もちろんである。

(5) 刑法典上の動物虐待罪規定

最後に、刑法典上の動物虐待規定をみよう。同第二二二条によると、「動物を虐待しまたは不必要な苦痛を与えた者(Wer ein Tier roh mißhandelt oder ihm unnötige Qualen zufügt)は、最高一年の自由刑または三六〇日分までの罰金に処される(第一項)。また、多数の動物の輸送にあたり給餌・給水せず、長時間にわたって動物に苦痛を与えた者も、たとえそれが過失によるものであっても同様に処罰される(第二項)」と規定している。なお、ここで「三六〇日分までの罰金」(bis zu 360 Tagssätzen)となっているのは、オーストリア刑法が、いわゆる「日数罰

金制」をとっているからである。

この規定が適用される具体的な場合を、シュバイクホーフアーに従って紹介しておく (Schwaighofer [1994] S. 151-160)。

まずは「虐待」(roh Mißhandeln) とされたケースには次のようなものがある。牧羊犬の生殖器を足でくすぐり、苛立って飛びかかってくるを、あばら付近を足蹴にした場合。駐車場に車を止める際に居合わせた婦人とイヌに車を衝突させ跳ね除けた場合(婦人もイヌも負傷)。夜間軽オートバイのヘッドライトを上向きにしてウサギを追いたて、そのうちの何匹かにオートバイを衝き当て、もしくはそれらを轢き倒した場合。子牛を乱暴に娩出させられたために弱って立ち上がれないでいる牝牛を、牛の尿道を干したものに鋼鉄線を入れた鞭 (Ochsenziemer) で何度か激しく鞭打った場合。近所の婦人と喧嘩をした男がその婦人のネコを袋詰にして三階から中庭に投げ落とし、ネコが死んだ場合。射撃の練習に動物が標的にされる場合、たとえば空気銃でネコを撃った例やハトを撃った例。自分の飼っている雌イヌと交尾していた雄イヌの睾丸を切断した場合など。

つぎに「不必要な苦痛の付与」(Zufügen unnötiger

Qualen) とされる場合。狩猟者が法律上禁止された道具(たとえばトラバサミ Tellerisen) を使って動物を捕獲し、それによって重い傷を負った動物を治療せず、殺しめせず放置するのは不作為による苦痛の付与になりうる。動物を自動車で跳ね重傷を負わせた者が警察に連絡せずにその動物を放置して死に行くにまかせた場合も、「不必要な苦痛を与えた」といえる。実際に有罪判決が出ている例としては、ツバメの巣を叩き落しヒナが死んだ場合。前述の空気銃でハトを撃った者の場合(ハトが負傷したことだけでなく、数日中に苦しみつつ死んでいくことを認識していたので「虐待」にくわえて「不必要な苦痛の付加」も行ったとされた)。隣人への復讐としてその放牧場の水に有毒な除草剤を入れ、それを飲んだウシのうち七頭が緩慢に死亡し、三頭に中毒症状があらわれた場合。前述のウサギを軽オートバイで追い回した者は「不必要な苦痛の付加」でも有罪とされ、訓練した自分のイヌが禁猟期間中に子ウサギを追い回して殺すにまかせた者も有罪とされた。

ここで問題が生じるのは、ユダヤ教やイスラム教の戒律に従った屠殺の場合である。ユダヤ教の食物戒律によると、

特別の畜殺資格者（シヨヘット）が一定の方式にしたがって屠殺された肉だけが清浄な食物（いわゆる「コシエル・フード」）になるのだが、その方式は、屠殺される動物をあらかじめ気絶（麻酔）させることなしに、鋭利な刃物（ハラフ）を使って行なわれる。しかしながら、屠殺される動物を放血の前に気絶させるべきことは、すべての州の動物保護法に規定されているので、ブルゲンラント、ウィーン、ケルンテンといった儀礼的屠殺を法律で明示的に許容している州以外では、動物虐待罪との関係が問題になりうる。裁判所は、ユダヤ教徒でもイスラム教徒でもないオーストリア人（本人はトルコ人に依頼されたと主張）が、屠殺の知識もまったくないのに羊の頭に鶴嘴を打ち下ろし、羊の身体から緩慢に血が出尽くすにまかせたケースにつき有罪判決を下したことがあるが、一般に「宗教の自由」との関係で、戒律に従い熟練者が行う屠殺は違法ではないとされている。

実務上重要な一群のケースは、動物飼育と動物輸送についてである。真夏の炎熱下、犬を乗用車のトランクに閉じ込めておいて熱死させた事例、子ネコを五日間にわたり餌なしで自分の住宅に閉じ込めておき、三頭を餓死させた事

例、サル、オオトカゲ、イグアナ、ヘビを飼っていた者が、動物を残して家を出てしまい、その結果サルが互いに殺し合い、その他の動物たちの多くも日光の遮断による気温低下のために死んでしまった事例などが有罪とされている。そのほか一九九三年九月にはコロノイブルグの州裁判所で、五〇×五〇×三〇センチ・メートルの狭隘なバツテリ（多段式飼育ケージ）で最大六羽ものニワトリを飼育していた経営者が有罪となった。これは、同様の事例についてオーストリアで出された初めての有罪判決でメディアの大きな注目を浴びた。

さらに、動物実験と動物虐待の関係が問題となりうるが、動物実験が許容される条件が連邦法上に詳しく規定されていることは前述した。許容条件を満たさない実験については、動物虐待罪が成立する可能性がある。

このほかさまざまな動物虐待行為が、刑法上の犯罪（司法裁判所の管轄）にならない場合でも、次に述べるように各州（ラント）が規定している動物保護法によって、行政違反として処罰されることがある。

3 ザルツブルグ州の動物保護関連法令

オーストリアは九の州からなり、各州が、独自の動物保

護関連法をもっている。本稿ではザルツブルグ州の例をみる。

(1) 動物保護に関わる諸法令

動物保護に関連したザルツブルグ州の法令には、つぎのようなものがある。

- ①「ザルツブルグにおける動物の保護および飼育に関する法律(一九九九年ザルツブルグ動物保護法)」(LGBI. Nr. 36/1999)、②「畜産動物の保護に関する法律(畜産動物保護法)」(LGBI. Nr. 76/1997)、③「ザルツブルグ動物保護協会を動物収容者と認定する一九七六年二月十八日のザルツブルグ州政府命令」(LGBI. Nr. 27/1976)、④「ハライン動物保護協会を一九七四年ザルツブルグ動物保護法第六条一項にいう動物収容者と認定する一九九六年十一月五日のザルツブルグ州政府命令」(LGBI. Nr. 91/1996)、⑤「動物虐待的な行為と不作為の防止に関わる一九五六年三月二十二日のザルツブルグ州政府命令」(LGBI. Nr. 10/1956)。

①の「ザルツブルグ動物保護法」は、一九九九年に大改正されたばかりの新しい動物保護法で、②の「畜産動物保護法」は、「農業畜産動物の保護に関する一九九五年七月

十九日の協定」(前述)をうけ、その内容を州法上具体化したものである。また、③と④は、「ザルツブルグ動物保護協会」(Tierschutzverein für die Stadt und Land Salzburg)と「ライイン動物保護協会」(Hallener Tierschutzverein für Stadt und Bezirk Hallein)を、それぞれ動物保護法に定める「収容施設」と認定する州政府命令である。命令が出されたときの根拠規定は、一九七四年動物保護法(旧法)であるが、一九九九年動物保護法(新法)も移行規定(第二十八条)を置き、その規定にもとづきこれら二つの協会は新法施行後も引き続き「収容施設」と認定されている。⑤の命令は、労役・輸送・手術・屠殺の際に動物に苦痛を与えぬよう細かく規定する。たとえば屠殺についての同命令第四条には、ウシ・ブタ・トリといった畜産動物を念頭に置いた屠殺方法が規定されているほか、魚は頭打ち(Kopfschlag)で殺すべきこと(第八項)、カニやロブスターなどの甲殻類やカタツムリは、煮えたぎった湯に全身が触れるように投入することによって殺すべきこと(第九項)、カエルは頭を一気に切断して殺すべきこと(第十項)まで決められている。

以下、①の「ザルツブルグ動物保護法」について、その

概要を紹介しよう。

(2) 「ザルツブルグ動物保護法」の構成とその内容

「ザルツブルグ動物保護法」(一九九九年)は、正式名称を「ザルツブルグにおける動物の保護および飼育に関する法律」(Gesetz über den Schutz und die Haltung von Tieren in Salzburg)といい、六章全二十八条からなる。

各章のタイトルは、それぞれ、第一章「一般規定」、第二章「動物虐待についての規定」、第三章「動物飼育に関する規定」、第四章「動物収容施設」、第五章「動物保護の保障」、第六章「最終規定」とそれぞれ題されている。

第一条によると、動物保護法は、「人間は同じ被造物(Mitgeschöpf)として動物に対して責任を負い、動物の生命と安寧が保護されるべきだ」という意識のもとに公布され、動物にふさわしい世話(Plage)と舍房(Unterbringung)を確保し、動物が正当な理由なくして作爲または不作爲により痛み、苦痛、傷害、健康障害を受けることを防止することを目的としている。

第二章は動物虐待に関わる。州法上の動物虐待罪規定として、「何人も、作爲または不作爲により、正当な理由なく動物に対して痛み、苦しみ、傷害、健康障害を加えては

ならない」(第三条第一項)という一般規定のあとに、動物虐待とみなされる行為類型が以下のとおり列挙されている(同第二項)。

①飼いいヌまたは野外では生存できない野生動物を遺棄すること。②いヌに電氣的・嗅覚的・聴覚的な刺激や打撃による制裁を加え、または、内側にスパイクのついた首輪をさせること。③ある動物を他の動物を攻撃するよう仕込むこと、または、ある動物が他の動物に追いつてられるのを故意に放置すること。④捕獲された動物を傷つけるが、即座に殺さない捕獲道具を使用すること。

⑤緩和不可能な痛みや苦しみにこれ以上生きられない動物を、遅滞なく安楽死させる以外の目的で、譲渡しまたは入手すること。⑥動物に、痛み、苦しみ、傷害、健康障害を惹起するような餌を与えること。⑦飼育者または収容者が動物を放置し、痛み、苦しみ、傷害、健康障害を与えること。つづく第四条は、動物の殺処分についての規定で、正当な理由なき殺処分の禁止、脊椎動物についてはあらかじめ気絶させたうえで、必要な知識と能力をもった者が殺すべきことを定める。いヌと家ネコについては、食用にしたりいヌの脂やネコの毛皮をとるために殺すのは「正当な理由」にならないことが注意的に規定されている。動物の

外観を変えるためだけの外科手術や、声帯除去、爪の除去、歯の除去と研磨、体の一部の切断も禁止される(第五条)。遺伝的に苦痛や障害をとまなう動物(苦痛品種)や、品種選択によつて攻撃性・好戦性が高められた動物は飼育・繁殖してはいけない(第六条)。能力限界を超えた動物の労働使用も禁止され、病氣、出産間近、授乳中のイヌなどを牽引(ソリ)用を使用すること、パフォーマンス向上のために動物に薬物を使用すること(ドーピング)、動物格闘の開催、動物に苦痛を与えるような映画撮影、宣伝、展示、スポーツ・イベントなどに動物を使うこと、これはすべて禁止される(第七条)。もつとも、漁業、害獣駆除、伝染病予防措置、獣医学的処置、正当な動物実験は例外とされる(第八条)。

第三章は動物飼育について。第九条は飼育者の義務、第十条はそれに関連した州政府の命令制定権を、第十一条は州政府が特定の動物種の飼育を禁止・制限できることを定める。

第四章では動物収容施設について、許可条件とその手続(第十二条)、要求される設備(第十三条)、動物の飼育と世話の方法(第十四条)、記録作成と届出義務(第十五

条)、州政府による監督(第十六条)、動物の保護収容(第十七条)を定める。最後の、動物の保護収容についていうと、本法上の「収容施設」は、上述したとおり、州政府に認定された二つの動物保護協会に限られている。動物の保護収容開始から二ヶ月を経過しても引き渡し請求がないときは、当該動物の所有権を収容者が取得する。同期間経過後に旧所有者がその権利を主張したときは、収容者は当該動物の通常価格からそれまでの飼育経費を差し引いた金額を旧所有者に支払う。そうすることが動物にとって幸せだと予測できるときは、収容飼育経費と引き換えに旧所有者に動物を返還することもできる。

第五章は、動物保護の実効性を確保するための諸規定からなる。所轄官庁(第十八条)、当該官庁による改善命令(第十九条)、一定の者についての動物飼育禁止(第二十条)、虐待などがあつた場合の飼育者からの動物の差押え(第二十一条)、動物保護全権委員(第二十一条)、動物保護員(第二十三条)、そして罰則規定(第二十四条)などである。第二十二條の動物保護全権委員(Tierschutzbeauftragter)は、「動物保護の利益を守り動物の権利を弁護する」ために一名だけ任命される。任命されるのは獣

医に限られ、任期は五年で再任可能である。また、第二十条の動物保護員 (Tierschutzorgane) は、州政府によって任命され、州および動物保護全権委員の監督に服する無給の職員だが、現行犯で行政違反行為を行った者を引き留め、身元を質問し、事情を聞く権限をもつほか、法令違反の疑いがあるときに他人の所有地や所有施設への立ち入り権も認められている。なお、第二十四条の罰則規定によると、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条に違反して動物虐待を行った者は、最高十萬オーストリア・シリングの罰金が科される(第二十四条第一項、第四項)。その他の禁止規定違反行為についても罰金が規定され、しかも、その未遂も可罰的だとされている(同第二項)ので、本法上、行政違反として処罰されうる行為の幅は、相当に広いものとなっている。

三 オーストリア動物保護法の比較法文化論的特徴

以上、オーストリアの動物保護法制について、連邦とザルツブルグ州を例にとつてその構造を略述したが、最後に、比較法文化論的にみたその特質を整理しておく。

まず、繰り返し述べたとおり、連邦法が存在する動物実

験と動物輸送についてはともかく、「動物保護法」が各州の州法として制定されていることが、オーストリア法の第一の特徴だといえる。これは形式面の特徴であるが、結果として州ごとに内容面の実質的違いを生ぜしめている。たとえば、動物の不妊・去勢手術をするときにあらかじめ麻酔が必要な範囲は、ブルゲンラント州では生後四週を超えた子ウマ (Fohlen)、子ウシ (Kälbern)、雄ヒツジと雄ヤギ (Schaf- und Ziegenböcken) とされているのに、ケルンテン州ではこれらの動物種で生後二月を超えたものについて麻酔が要求される。ニーダーエスターライヒ州では、苦痛をとまなう手術を麻酔なしに行うことを原則的に禁止しておいて、「熟練した不妊・去勢手術は動物虐待にならない」という明文規定を置いている。オーバーエスターライヒ州では生後三週を超えたブタは麻酔なしに不妊・去勢手術してはならないとし、シュタイアーマーク州ではブタについては生後四週以上の場合、他の動物種については生後の経過時間を問わず麻酔なしに手術してはならないとする。チロル州ではそれが可能で期待できるときは麻酔をすることを一般的に命じ、ザルツブルグ、フォアアールベルグ、ウィーンの三州では、すべての動物種につき生後の経

過時間を問わず麻酔を要求する。

このような技術性が強い規定のみならず、文化的な色彩が濃い問題についての対応も州によって分かれる。ユダヤ教の儀礼的屠殺を許容する明文規定があるかどうか(前述)はその一例だし、ザルツブルグ州動物保護法がイヌを食用目的で殺すことを動物虐待の範疇に含めていても他の州がみな同じ規定をもつわけではない(チロル州動物保護法には同じ規定があるが、ウィーン州動物保護法にはない)。また、ミンク、イタチ、ギンギツネ、チンチラなど、毛皮製品に使用されうる動物(Reiztier)の飼育についても対応が分かれ、飼育を許可制とする州(ブルゲンラントなど)、営利企業による毛皮採取目的の飼育を禁止する州(ニーダーエスタライヒなど)、飼育を禁止する州(ウィーンなど)がある。

ここには「連邦と州の権限分配」という一般的な憲法問題が介在しているのだが、動物保護の見地だけからみると、このような錯綜した状況がオーストリア法の欠点とされ、連邦レベルの統一動物保護法を制定しようという動きにつながる。たとえば、プランクが紹介している一九九三年に作られた草案(Plank [1994] S.129-145)は、①一般原

則、②動物虐待と救助、③動物飼育、④動物収容施設、⑤動物輸送と出荷、⑥動物の商取引・養殖・広告への利用、⑦サーカス・移動動物園・その他類似施設における展示と飼育、⑧動物の屠殺、⑨強制措置、⑩動物保護員と動物保護官、⑪没収と刑罰規定、⑫所轄官庁、⑬最終規定、という十三章全三十四条からなる。その内容を検討することはしないが、この草案では、たとえば動物虐待罪となる行為類型は、じつに二十三項目にわたって細かく規定されている。おそらくこれは、現行各州法の多様な規定を総合した結果である。

オーストリア各州の動物保護法の相違は際限なく存在するが、わが国との対比という大きな比較軸を設定した場合には、そこには細かな差異を超えた骨太な特徴を見出すことができる。オーストリア動物保護法は多層的な構造(少なくとも四層構造)をなしていて、いちばん大きな輪郭は、全ヨーロッパ的な「EU的特質」である。このことはEUガイドラインを意識した連邦法において、とくに顕著である。つぎの輪郭は、「ドイツ語圏的特質」というべきもの。たとえば、「同じ被造物としての動物に対する人間の責任」を強調するザルツブルグ州動物保護法の目的規定(チロル

州動物保護法も似た目的規定をもつ）や、魚類や甲殻類までも含む動物の殺し方についての微に入り細を穿った規定は、あきらかにドイツ動物保護法の系譜に位置する（この点につき山田（一九九四）一六七頁を参照せよ）。そして、その内部に「特殊オーストリア的特質」という輪郭があり、最後には「各州法ごとの特質」がくる。日本法とオーストリア法の比較を本格的に行うとすれば、この多層的な特徴を意識しなければならないが、全体的にみてオーストリア法が畜産動物と実験動物の福祉と保護について充実した規定を有していることは明らかである。畜産動物や実験動物の福祉については、わが動物法は関心が薄い、オーストリア法の重心はペットよりむしろこれらの動物の保護にある。また、そのほかにも、動物保護団体の法的存在感の強さ、動物虐待に関わる刑罰規定の種類と絶対数の多さ（日本からみると異様ですらある）といった基本的な特質を指摘することができる。

わたくしは、わが国の法が動物問題全般について関心が薄いことを、「法文化」という概念を用いて理解すること、を以前から提唱し、動物界と人間界の包含関係に関わる意識の違いによってわが国の法文化を「ごん狐型」、西欧の

法文化を「創世記型」と名づけている（青木（二〇〇〇 a）、（二〇〇一））。しかし、畜産動物の保護を重視するオーストリア的特質（これはおそらく全西欧的特質でもある）は、十分に把握できていなかったらみがある。そこで、あらたに、畜産動物重視の法体系をもつオーストリア法文化の特質を「農村型」、ペット保護を中心に動物「愛護」が語られ、畜産動物保護への関心は背景に退いている日本法文化の特質を「都市型」とそれぞれ名づけた。それにとれない従来の仮説も補充・修正し、動物法をめぐる「西欧法文化の特質を、「創世記型」農村型」、日本法文化を「ごん狐型」都市型」と、さしあたり表現しておくことにする。なお、実験動物というきわめて現代的な存在の保護が、「都市型」の日本より「農村型」の西欧で進んでいるとすることは、不自然な感じがするかもしれないが、実験動物は畜産動物同様に人間に使役・搾取される存在なので、畜産動物への保護意識が成熟した社会では、同じ意識が容易に実験動物に拡大するはずである。わたくしが、実験動物保護も充実した西欧社会をあえて「農村型」と呼ぶのは、実験動物保護を支える意識の起源が、都市生活者のペットに対する愛着感情ではなく、畜産の長い歴史的伝統を背景

に農村部で育まれた職業的な倫理感にあると考えているからである。

【引用文献】

青木人志(一九九八a)「動物愛護と伝統の狭間―フランス刑法における闘牛の扱い」『一橋論叢』一一九巻一号 十六頁。

——(一九九八b)「動物虐待罪の日仏比較法文化論」『法学研究』三二号一四一頁。

——(一九九九a)「動物に法人格は認められるか―比較法文化論的考察」『一橋論叢』一二二巻二号十七頁。

——(一九九九b)「今必要なペットの法律」『消費者法ニュース』三八号六頁。

——(一九九九c)「動物をめぐる法と文化」『リラティオ』三号三六頁。

——(一九九九d)「法文化論的にみたフランス動物法の新展開―一九九九年一月六日法を素材にして」『一橋論叢』一二二巻一号十七頁。

——(二〇〇〇a)「新・動物愛護法の成立と『法文化仮説』」『一橋論叢』一二四巻一号十八頁。

——(二〇〇〇b)「介助犬と法―比較法的基礎調査」

『法学研究』三四号二四三頁。

——(二〇〇一)「比較法文化論的にみた日本の動物法」『ヒトと動物の関係学会誌』九号(近刊)。

渋谷敏(一九九五)「ドイツ・動物保護法」『外国の立法』三四巻一・二号二〇八頁。

樺久美子(二〇〇一)「ドイツのペット法事情」『法律時報』七三巻四号十六頁。

山田晟(一九九四)『立法学序説』(有斐閣)。

Kallab/Kallab/Noll(一九九七)『Tierschutzrecht, Verlag Österreich.

Plank(Franz-Joseph)(一九九四)“Zum Entwurf eines Bundesgesetzes zum Schutz der Tiere” in: Harter/Graf, *Tierschutz und Recht*, Verlag Orac.

Schwaighofer(Klaus)(一九九四)，“Tierquälerei im Strafrecht” in: Harter/Graf, *Tierschutz und Recht*, Verlag Orac.

*本稿は総理府委託調査の成果である。また、資料収集にあたって Monika Cigler 氏の援助を得た。

(一橋大学大学院法学研究科助教授)